

令和8年第1回宝塚市議会定例会提出議案に係る参考

議案第 11 号	宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号	宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号	宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号	宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 17 号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 18 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19 号	宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22 号	宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 23 号	宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 25 号	宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 26 号	宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について
議案第 27 号	宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 28 号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 29 号	宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 31 号	基本協定（都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事）の締結について
議案第 32 号	市道路線の認定及び認定変更について
議案第 33 号	市道路線の認定について
議案第 34 号	市道路線の認定について
議案第 35 号	市道路線の認定について
議案第 36 号	市道路線の認定変更について
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第11号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第2項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>



議案第12号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表  
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者
	宝塚市男女共同参画推進審議会	宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号)による男女共同参画の推進に関する総合的施策、その他の重要事項の調査、審議に関する事務	10人	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人 公募による市民 3人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市男女共同参画推進審議会	宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号)による男女共同参画の推進に関する総合的施策、その他の重要事項の調査、審議に関する事務	10人	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人 公募による市民 3人



議案第13号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例(平成20年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>



議案第14号

宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市行政手続条例(平成9年条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 第15条第3項 \_\_\_\_\_ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項 \_\_\_\_\_ 中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、 \_\_\_\_\_ 「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた \_\_\_\_\_ 日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び \_\_\_\_\_ 第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号 \_\_\_\_\_ 及び第4号」とあるのは「同条第3号 \_\_\_\_\_」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項 及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「 \_\_\_\_\_ とき」とあるのは「 \_\_\_\_\_ とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

議案第15号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者_____を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者_____を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者及び配偶者の子を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者及び配偶者の子を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時</p>

までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(出産補助休暇)

第11条の4 任命権者は、男性職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。\_\_\_\_\_次条及び第11条の6において同じ。)\_\_\_\_\_が出産するときは、その男性職員に対し、請求により、2日以内の出産補助休暇を与えることができる。

(育児参加休暇)

第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者\_\_\_\_\_が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は\_\_\_\_\_小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、これらの子\_\_\_\_\_の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。

(子の看護等休暇)

第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、その子\_\_\_\_\_の看護

までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(出産補助休暇)

第11条の4 任命権者は、\_\_\_\_\_職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び第11条の6において同じ。)、子又は子の配偶者が出産するときは、その\_\_\_\_\_職員に対し、請求により、2日以内の出産補助休暇を与えることができる。

(育児参加休暇)

第11条の5 任命権者は、\_\_\_\_\_職員の配偶者、子又は子の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を養育する職員又は当該出産に係る孫(職員の子の子をいう。以下同じ。)若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員が、これらの子又は孫の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その\_\_\_\_\_職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。

(子の看護等休暇)

第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員又は中学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員が、その子又は孫の看護

等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子 \_\_\_\_\_ の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子 \_\_\_\_\_ の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子 \_\_\_\_\_ の世話をを行うこと又はその子 \_\_\_\_\_ の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。

(介護休暇)

第11条の8 (略)

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子 若しくは孫の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子 若しくは孫の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子 若しくは孫の世話をを行うこと又はその子 若しくは孫の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子 及びその有する中学校就学の始期に達するまでの孫の人数の合計が2人以上の場合

\_\_\_\_\_ にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。

(介護休暇)

第11条の8 (略)

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、\_\_\_\_\_ 通算して3年を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。

3・4 (略)



議案第16号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額_____は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前項_____に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】 備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。</p>	<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>特別職の職員であって、市外に住所等(交通費その他の会議等の出席のために要する費用(以下「交通費等」という。)を支給するに当たっての出発地として適当であると任命権者が認める場所をいう。)を有するものが公務のため市の区域内において会議等に出席したとき(前項の旅行により出席したときを除く。)</u>は、市長が定めるところにより、その出席に係る費用弁償として交通費等を支給することができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定により支給する旅費の額又は前項の規定により支給する交通費等の額は</u>、別表のとおりとする。</p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項に定めるもののほか、第2項の規定により特別職の職員に支給する交通費等については、宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第8号)の規定を準用する。</u></p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】 備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。</p>

【別記】

(現行)

区分	報酬の額	旅費の額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第8号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額

(改正案)

区分	報酬の額	旅費の額又は交通費等の額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例 _____ による旅費の範囲内で任命権者が定める額

議案第17号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「548,500円」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「830,100円」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p> <p><u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</u></p> <p>ア 市長 100分の10</p> <p>イ 副市長 100分の7</p> <p>ウ 教育長 100分の5</p> <p><u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</u></p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (職員の給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「548,500円」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「830,100円」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p>

ア 市長 100分の10

イ 副市長 100分の7

ウ 教育長 100分の5

(職員の期末手当の特例)

4 令和7年4月1日から同月18日までの間に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の170」とする。

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p> <p>(<u>令和7年12月に支給する期末手当に関する特例</u>)</p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>令和7年6月に支給された期末手当の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p>	<p>(管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p> <p><u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「721,600円」とする。</u></p>

議案第18号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第5条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項、第3項及び次条第1項において同じ。)に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。次項、第3項及び次条第1項第1号において同じ。)が含まれている者(同年中の給与等(同法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、</u></p>

第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が（65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす

る。以下同じ。」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が(161万9,000円以上190万円未満である者に限る。))の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。))の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(次条において「別表第5」という。))の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2

号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記載されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、か

つ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。



議案第19号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市立健康センター条例(昭和62年条例第18号)新旧対照表  
 (現行)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診(間接撮影)	1件	400円
	喀痰細胞診(肺がん検診受診者で <sup>かくたん</sup> 喀痰細胞 <sup>かくたん</sup> 診が必要なものに限る。)	1件	800円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(頸部細胞診) <sup>けいぶ</sup>	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円

(改正案)

別表第1(第5条関係)

種別	金額		
健康増進法等に 基づく検診	基本健康診査	1件	1,000円
	胃がん検診	1件	1,000円
	肺がん検診	1件	400円
	大腸がん検診	1件	500円
	乳がん検診	1件	1,500円
	子宮がん検診(頸部細胞診) <sup>けいぶ</sup>	1件	1,000円
	肝炎ウイルス検診	1件	800円



議案第20号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 特定地域型保育事業 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(25)～(29) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 特定地域型保育事業 支援法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(25)～(29) (略)</p>



議案第21号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p><u>宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業</u>の利用に関し利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(延長保育料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(延長保育料の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(一時預かり事業利用料)</p>	<p><u>宝塚市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用者負担等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業</u>の利用に関し利用者が負担する費用等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特定地域型保育事業 支援法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(乳児等通園支援利用料)</p> <p>第7条 <u>市長は、乳児等支援給付認定子ども(支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下この条及び第11条第2項において同じ。)</u>が市立保育所の行う<u>特定乳児等通園支援(支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下この条及び第11条第2項において同じ。)</u>を利用したときは、<u>300円から規則で定める額を控除した額に、当該乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額(以下「乳児等通園支援利用料」という。)</u>を、<u>当該乳児等通園支援給付認定子どもの保護者(支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。)</u>から徴収する。</p> <p>(延長保育料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(延長保育料の徴収)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(一時預かり事業利用料)</p>

第9条 (略)

(利用者負担額等の納入期限)

第10条 第5条の規定により徴収する利用者負担額及び第8条の規定により徴収する延長保育料は、毎月末日までに当該月分を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額等の返還)

第11条 既納の利用者負担額、延長保育料及び一時預かり事業利用料

\_\_\_\_\_は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者負担額の減免)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する別表第1及び別表第2において「特例利用者負担額」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。

2 第6条、第10条第1項、第11条及び第12条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第6条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長

第10条 (略)

(利用者負担額等の納入期限)

第11条 第5条の規定により徴収する利用者負担額及び第9条の規定により徴収する延長保育料は、毎月末日までに当該月分を徴収する。

2 第7条の規定により徴収する乳児等通園支援利用料は、特定乳児等通園支援を利用した日に当該日分を徴収する。ただし、特定乳児等通園支援を定期的に利用する乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等通園支援利用料については、毎月末日を納入期限として、当該月分を徴収することができる。

3 (略)

(利用者負担額等の返還)

第12条 既納の利用者負担額、延長保育料、一時預かり事業利用料及び乳児等通園支援利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

\_\_\_\_\_は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者負担額の減免)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

附 則

(特定保育所における特定教育・保育に係る利用者負担額の特例)

第2条 当分の間、支援法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。次項及び次条において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、市長は、支援法附則第6条第4項の規定により規則で定める額(次条において準用する別表第1及び別表第2において「特例利用者負担額」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。

2 第6条、第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、前項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第6条中「(市立保育所を除く。)」とあるのは、「(特定保育所を除く。)」と読み替えるものとする。

(特定保育所における時間外保育に係る延長

<p>保育料の特例)</p> <p>第3条 当分の間、教育・保育給付認定子どもが特定保育所において時間外保育を受けたときは、市長は、<u>第7条</u>、別表第1及び別表第2の規定を準用して定める額(次項において「特例延長保育料」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。この場合において、別表第1右欄及び別表第2右欄中「利用者負担額」とあるのは、「特例利用者負担額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第10条第1項及び第11条</u>の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。</p>	<p>保育料の特例)</p> <p>第3条 当分の間、教育・保育給付認定子どもが特定保育所において時間外保育を受けたときは、市長は、<u>第8条</u>、別表第1及び別表第2の規定を準用して定める額(次項において「特例延長保育料」という。)を当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から徴収する。この場合において、別表第1右欄及び別表第2右欄中「利用者負担額」とあるのは、「特例利用者負担額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第11条第1項及び第12条</u>の規定は、前項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。</p>
--	--



議案第22号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第41号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(乳児等通園支援事業者)の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者)の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども</p>	<p>(乳児等通園支援事業所)の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所)の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____ 利用定員</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号 _____</p>

園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員

の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第23号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立西谷認定こども園条例(平成20年条例第43号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第30条第1項</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保育認定子ども <u>支援法第29条第2項</u>に規定する保育認定子どもをいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>



議案第25号

宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市自動車駐車場附置条例(昭和58年条例第20号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 住宅用途 階層が3以上又は高さが9メートル以上の<u>建築物(一戸建の住宅は除く。)</u>を、居住の用に供することをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(混合用途建築物の駐車場の設置)</p> <p>第5条 居住の用に供する部分及び特定用途に供する部分を有する建築物_____については、特定用途とみなし、第3条及び前条の規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、居住の用に供する部分について住宅用途の例により算定し、特定用途に供する部分について特定用途の例により算定し、その合算したものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第10条 第3条から第6条までの規定により駐車場を設けようとする者は、規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。<u>届出_____</u>の内容を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(駐車場の管理)</p> <p>第12条 第3条から第6条までの規定により設置された駐車場(第7条に規定する駐車場を含む。<u>_____</u>)の所有者及び管理者は、<u>当該駐車場_____</u>をその目的に適合するように管理しなければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 住宅用途 階層が3以上又は高さが9メートル以上の<u>長屋又は共同住宅_____</u>を、居住の用に供することをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(混合用途建築物の駐車場の設置)</p> <p>第5条 居住の用に供する部分及び特定用途に供する部分を有する建築物(<u>第12条第2項において「混合用途建築物」という。</u>)については、特定用途とみなし、第3条及び前条の規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、居住の用に供する部分について住宅用途の例により算定し、特定用途に供する部分について特定用途の例により算定し、その合算したものとする。</p> <p>(設置等の届出)</p> <p>第10条 第3条から第6条までの規定により駐車場を設けようとする者は、規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。<u>届け出た当該事項の内容を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p>(駐車場の管理)</p> <p>第12条 第3条から第6条までの規定により設置された駐車場(第7条に規定する駐車場を含む。<u>以下この条において「管理対象駐車場」という。</u>)の所有者及び管理者は、<u>当該管理対象駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定管理対象駐車場(管理対象駐車場に係る建築物が専ら特定用途に供するものである場合における当該管理対象駐車場及び管理対象駐車場に係る建築物が混合用途建築物である場合における当該建築物の特定用途に供する部分に係る当該管理対象駐車場以外の管理対象駐車場をいう。以下この項において同じ。)</u>の所有者及び管理者は、<u>当該特定管理対象駐車場の供用を開始した日から規則で定める年数を経過したときは、当該</u></p>

<p>(立入検査)</p> <p>第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、<u>建築物又は</u> 駐車場の所有者及び <u>管理者から</u> 報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車場に立ち入り、検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第14条 市長は、第3条から第6条まで、第8条、第9条又は第12条 <u>の</u>規定に違反した者に対して相当の期限を定めて当該違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>特定管理対象駐車場の規模を、最小規模(第3条から第6条までの規定により設置すべき駐車場の規模のうち最小のものをいう。)に満たない規模のものとする(以下「減台」という。)</u>ができる。この場合において、減台後の特定管理対象駐車場の規模は、当該特定管理対象駐車場の利用実績を考慮して規則で定める規模以上でなければならない。</p> <p>(減台等の届出)</p> <p>第12条の2 <u>前条第2項の規定により減台をしようとする者は、規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た当該事項の内容を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p>(立入検査)</p> <p>第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、<u>建築物若しくは</u>駐車場の所有者若しくは<u>管理者に対し</u>報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車場に立ち入り、検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第14条 市長は、第3条から第6条まで、第8条、第9条又は第12条第1項の規定に違反した者に対して相当の期限を定めて当該違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	---





議案第27号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火入れに関する条例(昭和59年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____火災警報_____</p> <p>_____が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき _____若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は<u>林野火災注意報(宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)第36条の8第1項の林野火災に関する注意報をいう。以下この条において同じ。)</u>若しくは<u>火災警報(消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の火災に関する警報をいう。以下この条において同じ。)</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、____強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき<u>又は林野火災注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>3 <u>林野火災注意報が発令された場合において、宝塚市火災予防条例第36条の8第3項の規定により火の使用の制限の対象となる区域が指定されたときは、前2項の規定は、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されている場合又は火災警報が発令されている場合を除いて、当該区域内に限り適用する。</u></p>



議案第28号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(サウナ設備)</p> <p>第10条 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備</p>	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第10条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第10条の2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設</p>

\_\_\_の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第36条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器\_\_\_\_\_

その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(自衛消防訓練等の届出等)

第53条 防火管理者\_\_\_\_\_は、消火及び避難等の消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、当該消防訓練実施後速やかに、その結果を消防署長に報告しなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

(8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(9)～(18) (略)

備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第36条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカー

その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(自衛消防訓練の届出)

第53条 防火管理者又は防災管理者は、消防計画に基づく訓練\_\_\_\_\_を実施しようとするときは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(8)の2 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(9)～(18) (略)

議案第29号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例(昭和36年条例第25号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。以下「<u>指定給水装置工事事業者</u>」という。)が施行する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>第1項</u> _____の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けた者を含む。以下<u>この項及び次項</u>において同じ _____。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。)</u>又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、当該他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者も当該工事を施行することができる。</p> <p>2 前項の規定により、<u>管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者(以下これらを「指定給水装置工事事業者」という。)</u>が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>第1項本文</u>の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>

宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(排水設備等の新設等の工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事 _____ _____の設計及び施行(別に上下水道事業管理者が定める軽微なものを除く。) は、上下水道事業管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備業者(以下「指定業者」という。)でなければしてはならない。<u>ただし、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)第3条第4号に規定する工事の設計及び施行は、上下水道事業管理者が選定した建設業者(以下「選定業者」という。)ですることができる。</u></p> <p>2 指定業者及び選定業者 _____ _____は、前条の規定により確認を受けた計画に基づき工事の施行をしなければならない。 (罰則)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し50,000円以下の過料に処する。</p>	<p>(排水設備等の新設等の工事の設計及び施行)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(別に上下水道事業管理者が定める軽微な工事を除く。以下同じ。)の設計及び施行 _____ _____は、上下水道事業管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備業者(以下「指定業者」という。)でなければしてはならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、排水設備等の新設等の工事であって、次の各号に掲げるものの設計及び施行は、指定業者のほか、当該各号に定める者がすることができる。</u></p> <p>(1) <u>私道に排水設備を布設する工事であって、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)第15条に規定する助成の決定があったもの 上下水道事業管理者が選定した建設業者(以下「選定業者」という。)</u></p> <p>(2) <u>災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき条例により下水道事業に同法の規定の全部を適用することとした場合における同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号及び次項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに行う工事 他の市町村長の指定を受けた者</u></p> <p>3 <u>指定業者、選定業者及び前項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者は、前条の規定により確認を受けた計画に基づき工事の施行をしなければならない。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し50,000円以下の過料に処する。</p>

(1) (略)	(1) (略)
(2) 第6条第1項又は第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の設計又は施行をした者	(2) 第6条_____の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の設計又は施行をした者
(3)～(9) (略)	(3)～(9) (略)

宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例(昭和49年条例第2号)新旧対照表(附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第3条第1号から第3号までに規定する助成に係る工事は、宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号。以下「下水道条例」という。)第6条第1項に規定する指定業者 _____</p> <p>_____ 以外の者が施行してはならない。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第3条第1号から第3号までに規定する助成に係る工事は、宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号。以下「下水道条例」という。)第6条第1項に規定する指定業者 <u>及び同条第2項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者</u> 以外の者が施行してはならない。</p>

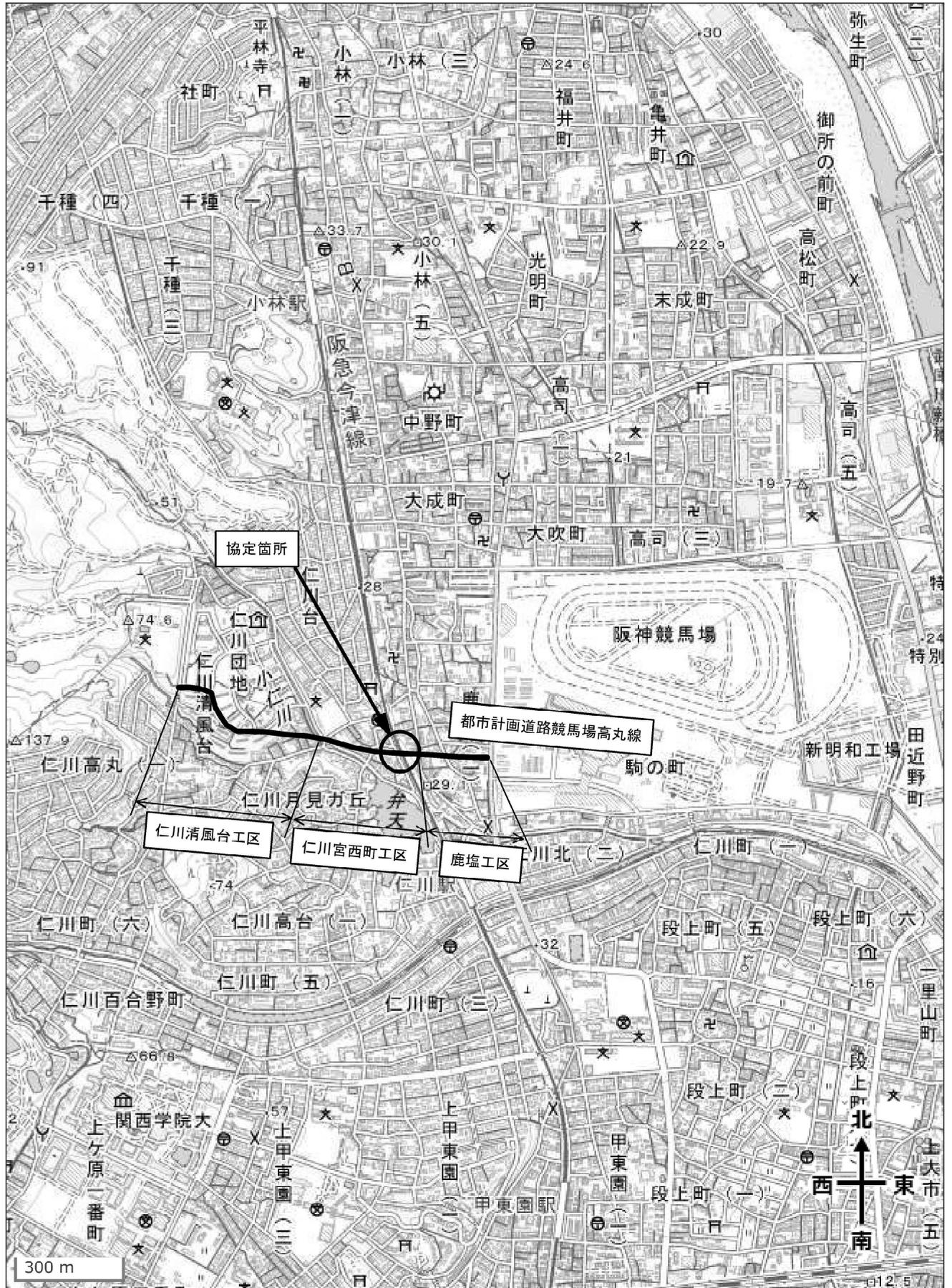
議案第31号

基本協定（都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事）の締結  
について

- |   |         |                      |                   |
|---|---------|----------------------|-------------------|
| 1 | 工 事 期 間 | 着工予定                 | 議決があった日           |
|   |         | 完工予定                 | 令和15年(2033年)3月31日 |
| 2 | そ の 他   | 付近見取図、平面図及び断面図(別紙添付) |                   |

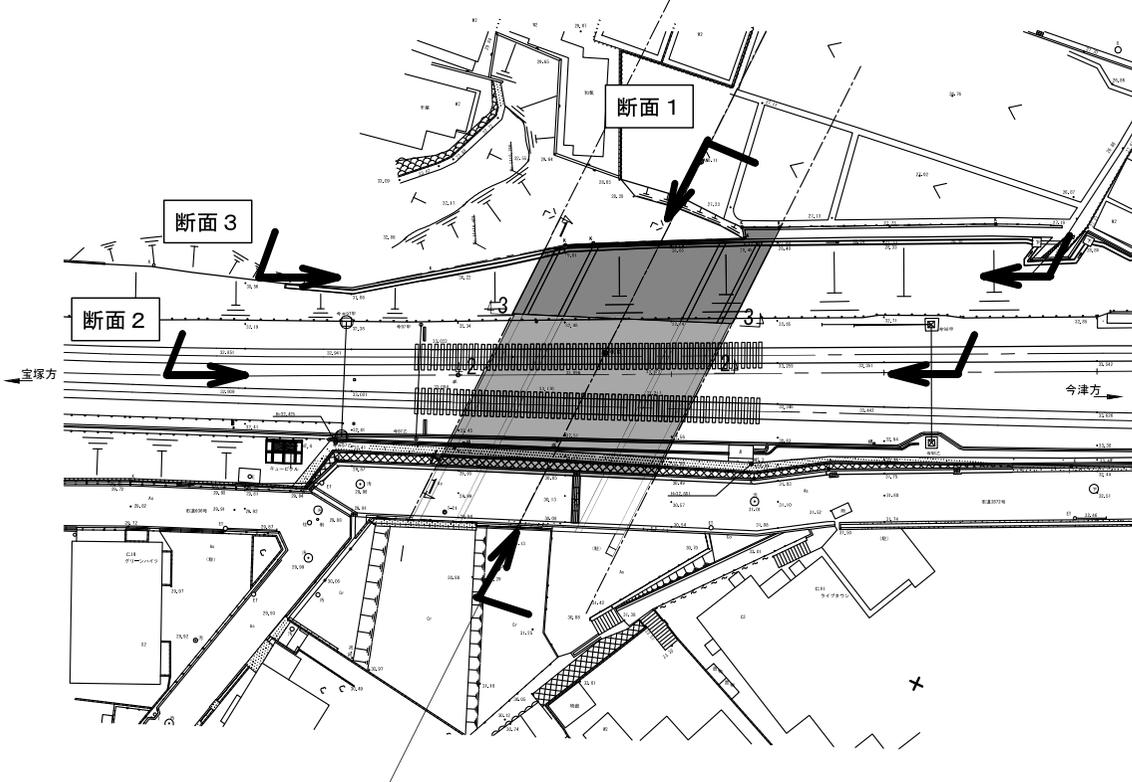


付近見取図 S=1 : 15000

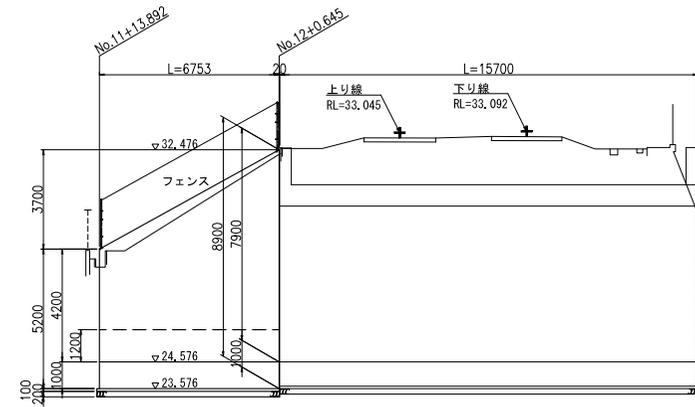




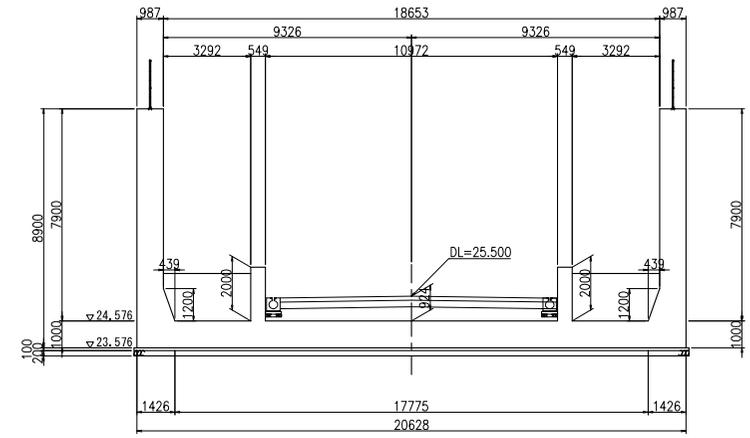
平面図



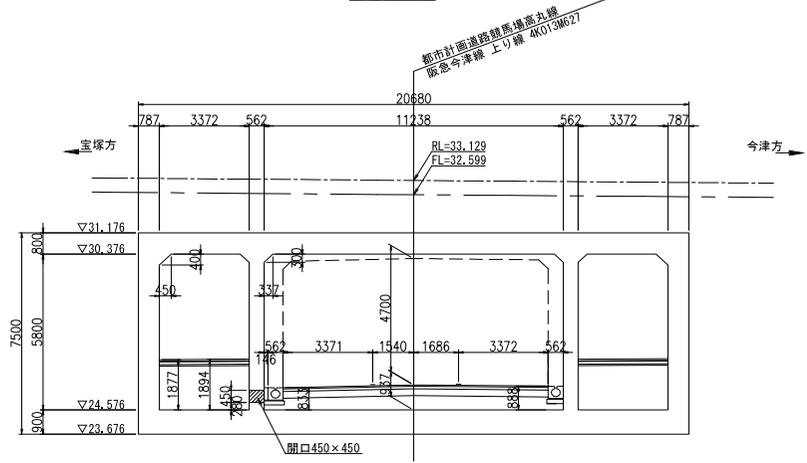
断面 1-1



断面 3-3



断面 2-2





議案第32号から第36号まで

市道路線の認定及び認定変更について  
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

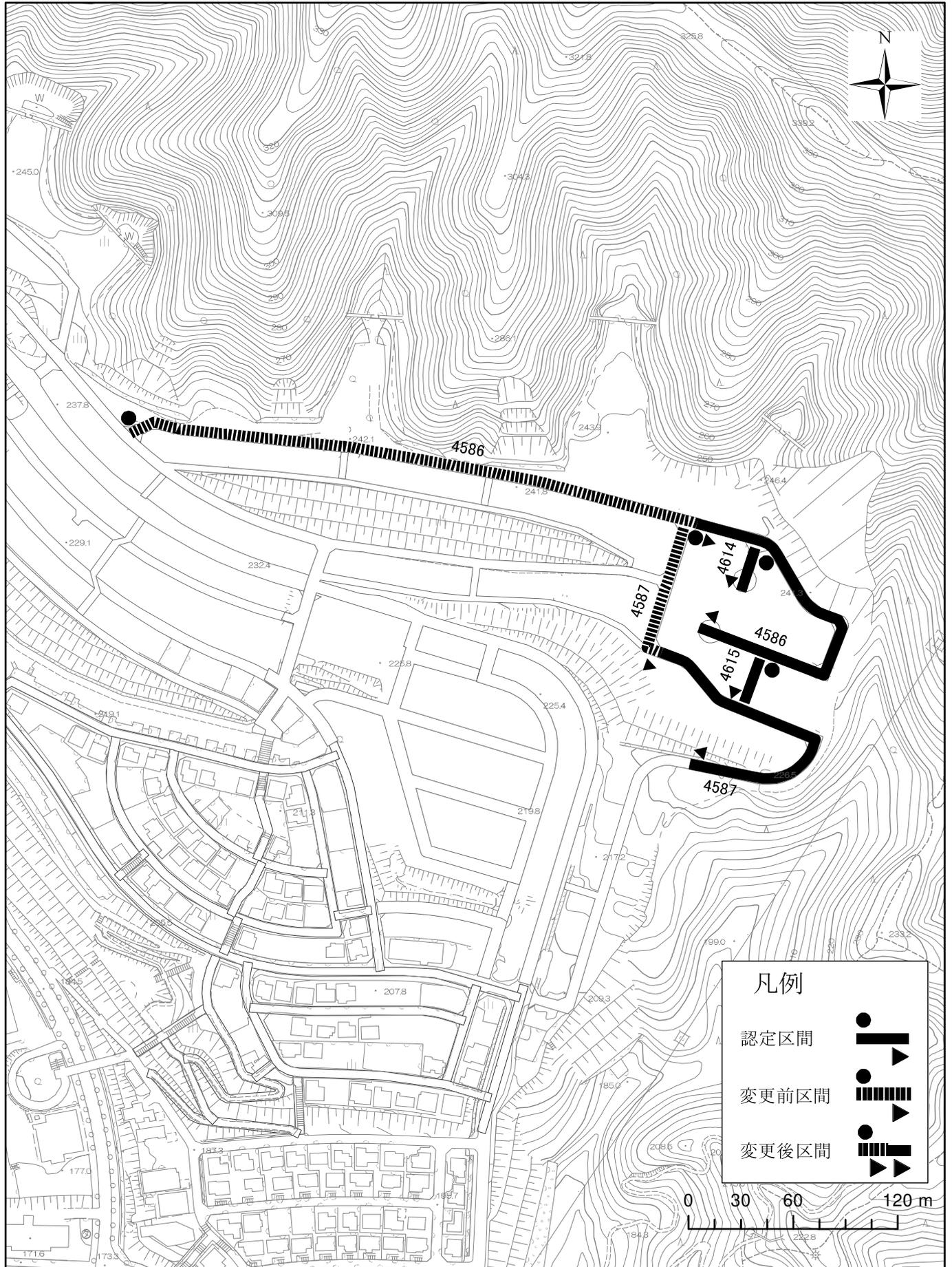
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

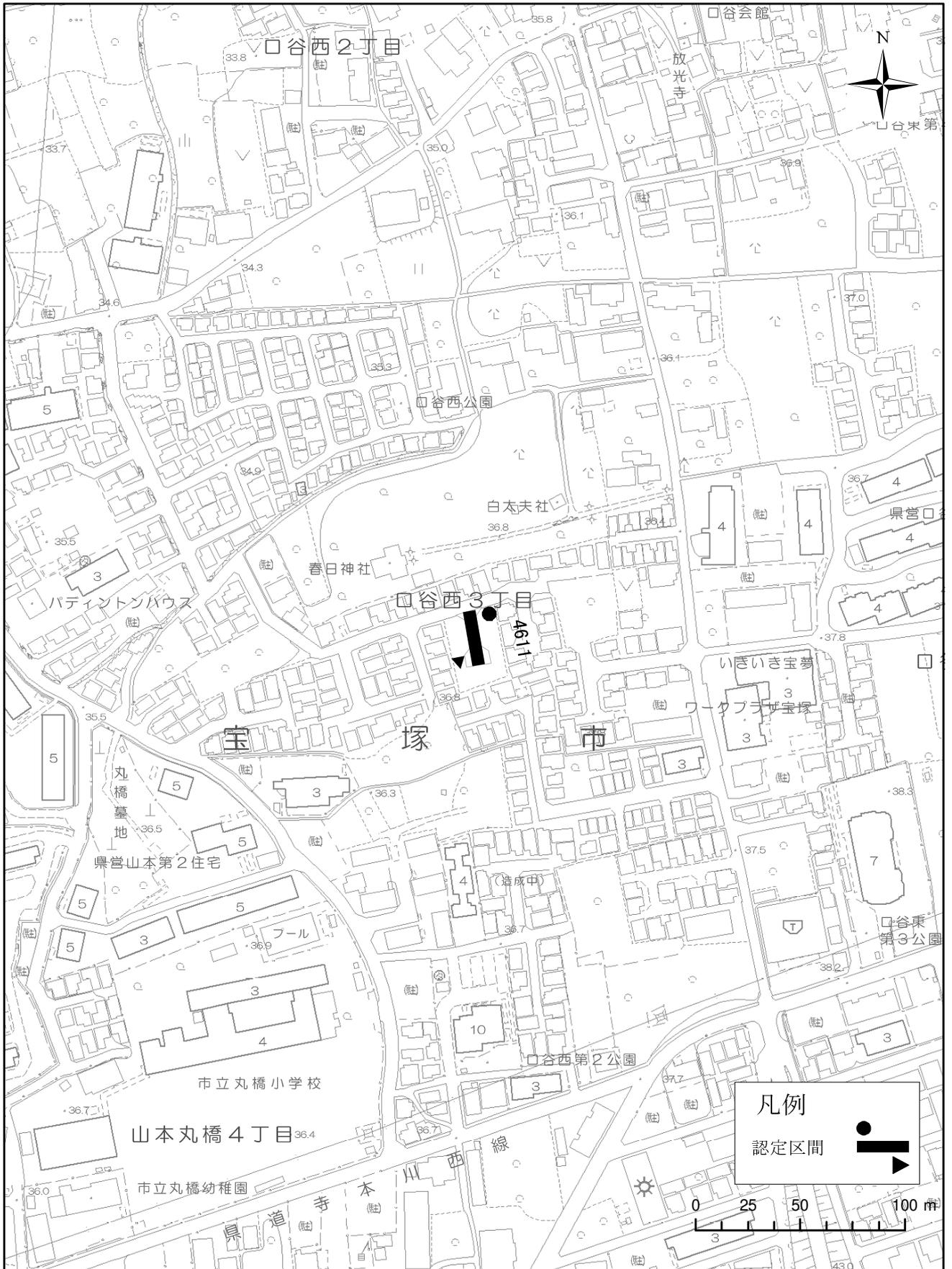


議案第32号  
市道路線の認定及び認定変更について  
認定路線図



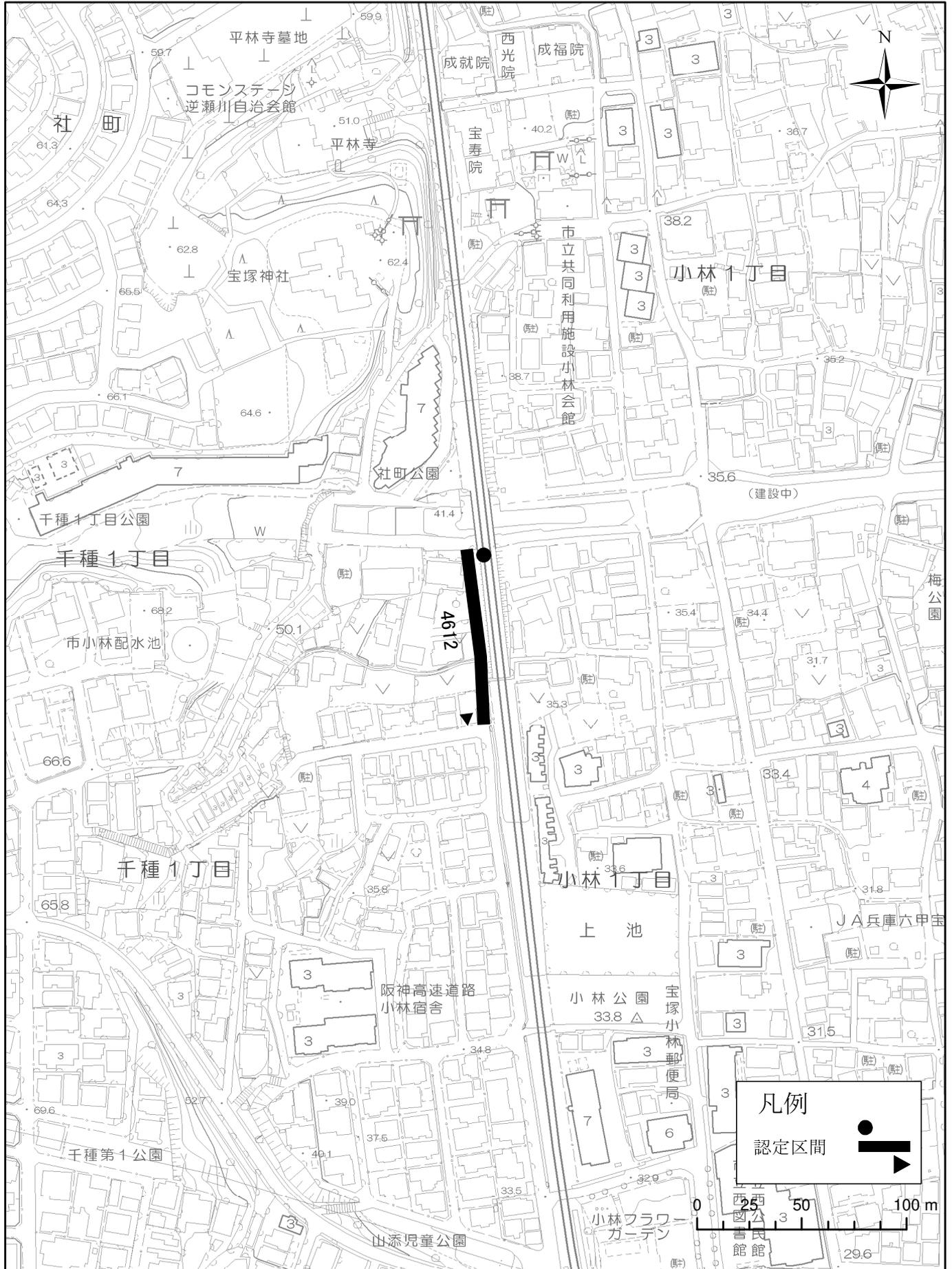


議案第33号  
市道路線の認定について  
認定路線図





議案第34号  
市道路線の認定について  
認定路線図



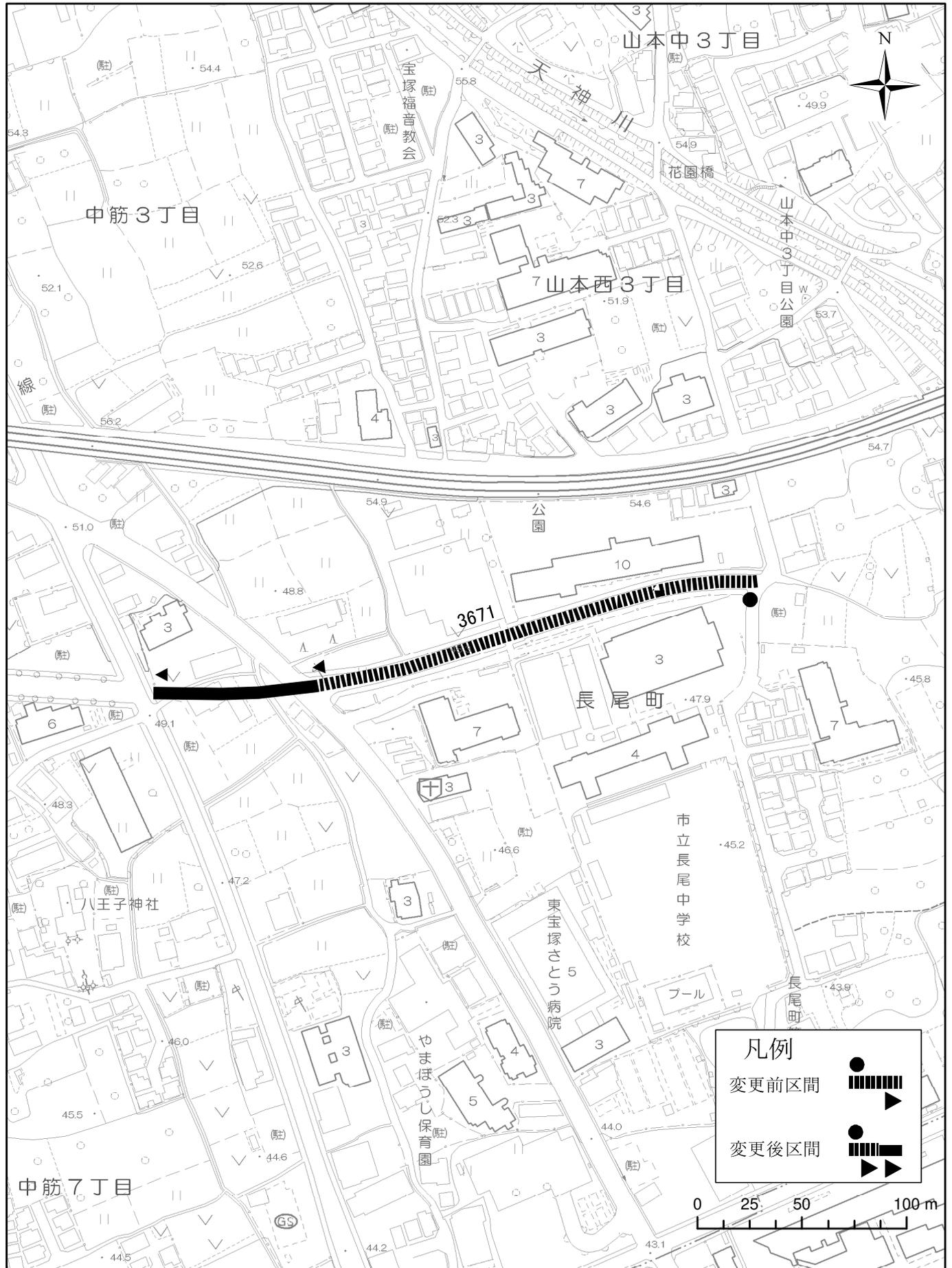


議案第35号  
市道路線の認定について  
認定路線図





議案第36号  
市道路線の認定変更について  
認定路線図







人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)